



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 52, 2024 年 10 月～11 月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2024年10月～11月）

内容

A: EIOPA、ソルベンシーIIの改正にかかる監督基準（案）を公表（10月1日）	3
B: EIOPA、保険商品の価値を評価するためのメソドロジーを最終化（10月7日）	4
C: 馬 BNM、苦情対応にかかる規制（案）を公表（10月8日）	6
D: 英 FCA、プレミアム・ファイナンスの実態調査を開始（10月16日）	7
E: 加 OSFI、金融機関によるAIの利用とリスクにかかるレポートを公表（10月16日）	8
F: 豪 APRA、重要なサービス・プロバイダの登録のためのテンプレートを公表（10月17日）	10
G: EIOPA、マクロプルデンシャル分析の実施を求める保険会社の閾値案を公表（10月17日）	11
H: 星 MAS、インフラストラクチャー投資にかかる保険資本規制案を公表（10月18日）	11
I: IAIS、2025年～2029年の戦略的方向性を公表（10月21日）	13
J: EIOPA、暗号資産にかかる資本規制案を公表（10月24日）	14

A: EIOPA、ソルベンシーIIの改正にかかる監督基準（案）を公表（10月1日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2025年1月2日を期限として、ソルベンシーIIの改正にかかる技術的基準（RTS）（案）の第一弾を市中協議に付した。第一弾の市中協議には、①流動性リスク管理計画にかかるRTS、②生命保険負債の最良推計の評価にかかるRTS、③クロスボーダー活動の監督の強化にかかるRTSなどの案が含まれている。それらうち、流動性リスク管理にかかるRTS（案）の主な内容は以下のとおり。

流動性リスク管理計画	<ul style="list-style-type: none"> 監督当局は、総資産の額が120億ユーロ超の（再）保険会社およびグループに対して、流動性リスク計画（中長期にわたる流動性の分析を含む。）を作成し、また、それをアップデートすることを求めなければならない。
流動性分析の時間軸	<ul style="list-style-type: none"> 短期の流動性分析は、予測開始の時点から3か月のキャッシュ・インフローおよびアウトフローの予測を含むものでなければならない。 中長期の流動性分析は、予測開始の時点から3か月が経過した時点から流動性リスクのエクスポージャーが重要でなくなるまでの期間にかかるキャッシュ・インフローおよびアウトフローの予測を含むものでなければならない。当該期間は、1年を下回ることはいできない。
キャッシュ・フローの予測	<ul style="list-style-type: none"> 流動性リスク管理計画は、平常時およびストレス時におけるキャッシュ・フローの予測にかかる定量的および定性的な情報を含むものでなければならない。 キャッシュ・インフローにかかる定量的な情報は、①総保険料収入、②再保険キャッシュ・インフロー、③グループ内取引からのキャッシュ・インフロー、④資産運用収入、⑤資産の売却、⑥無担保調達（グループ内調達を除く。）等を含んでいなければならない。 キャッシュ・アウトフローにかかる定量的な情報は、①支払い保険金、②解約返戻金、③経費、④再保険キャッシュ・アウトフロー、⑤グループ内取引からのキャッシュ・アウトフロー、⑥財務的なアウトフロー（証拠金にかかるものを含む。）、⑦株主等への配当、⑧変動報酬等を含んでいなければならない。
流動性資産のバッファー	<ul style="list-style-type: none"> 流動性リスク管理計画は、キャッシュ・フローの不足をカバーするための流動性資産のバッファーにかかる定量的および定性的な情報を含むものでなければならない。 定量的な情報は、資産の種類ごとに、①予測開始時点の時価、②ヘアカット、③ヘアカット後の価額を含むものでなければならない。
流動性リスクの指標	<ul style="list-style-type: none"> 流動性リスク管理計画は、①流動性リスクの指標（保険会社が潜在的な流動性のストレスを特定し、モニターし、対応するために用いているもの。）および②流動性カバレッジの指標（流動性資産のバッファーにおいて保有している資産の価額とストレス時におけるキャッシュ・フローの予測不足額との比率。）にかかる定量的および定性的な情報を含むものでなければならない。
流動性リスクの評価	<ul style="list-style-type: none"> 流動性リスク管理計画は、以下の評価を含むものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、流動性リスクにかかるリスク許容度を遵守しており、また、ストレス時においても保険契約者等に対する債務を履行するための十分な流動性を有しているか。 - 流動性リスク計画をアップデートした後に重要なリスク・プロファイルの変更が生じていないか。

	<ul style="list-style-type: none"> - 流動性リスクのプロファイルおよび流動性リスク管理態勢（system）、ならびに、状況に対応するために採られたアクションにおける脆弱性の有無。
流動性リスク管理計画のアップデートの頻度	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、短期の流動性分析を含む流動性リスク管理計画を、少なくとも3か月ごとにアップデートしなければならない。 • 中長期の流動性分析を行うことを求められる保険会社は、年に一度、その分析をアップデートしなければならない。

インプリケーション：流動性リスク管理にかかる技術的基準（案）は、保険会社に対して流動性リスクの管理の高度化を求める内容となっている。欧州における保険会社の流動性リスク管理の取組みがグローバルで共通化していくことも想定されることから、今後の動向は注目に値する。

（参考）EIOPA ‘EIOPA opens first batch of consultations on technical standards after Solvency II Review’

B: EIOPA、保険商品の価値を評価するためのメソドロジーを最終化（10月7日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2023年12月に市中協議に付した「ユニットリンク型およびハイブリッド型保険商品が『保険料に見合った価値』（Value for Money：VfM）を提供していることを評価するためのベンチマークを設定するためのメソドロジー」（案）を最終化した。
- 本メソドロジーは、①商品クラスターの特性の定義、②ベンチマークが計算されるVfM指標の設定、③データ収集とベンチマークの計算、の3つのステップから成る。本メソドロジーの概要は以下のとおり。なお、EIOPAは、本メソドロジーを定期的アップデートしていくほか、当初は、ベンチマークを各国の監督当局とのみ共有することを想定している。

商品のクラスターリングの特性	<ul style="list-style-type: none"> • ベンチマークの設定に先立ち、保険商品（ユニットリンク型およびハイブリッド型）を以下の特性により分類する。 								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>クラスターリングの特性</th> <th>カテゴリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商品のカテゴリー</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • ユニットリンク（ユニットリンク型の投資オプションを有する保険ラッパー） • ハイブリッドタイプ1（ユニットリンク型および有配当型の投資オプションを有する保険ラッパーで、契約時に投資の割合が確定していないもの） • ハイブリッドタイプ2（ハイブリッドで、契約時に投資戦略が確定しているもの） </td> </tr> <tr> <td>保険料の支払い頻度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • 一時払い • 平準払い </td> </tr> <tr> <td>推奨される保有期間（RHP）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • 短期（10年未満のRHP） • 中期（10年超20年未満のRHP） • 長期（20年超のRHP） </td> </tr> </tbody> </table>	クラスターリングの特性	カテゴリー	商品のカテゴリー	<ul style="list-style-type: none"> • ユニットリンク（ユニットリンク型の投資オプションを有する保険ラッパー） • ハイブリッドタイプ1（ユニットリンク型および有配当型の投資オプションを有する保険ラッパーで、契約時に投資の割合が確定していないもの） • ハイブリッドタイプ2（ハイブリッドで、契約時に投資戦略が確定しているもの） 	保険料の支払い頻度	<ul style="list-style-type: none"> • 一時払い • 平準払い 	推奨される保有期間（RHP）	<ul style="list-style-type: none"> • 短期（10年未満のRHP） • 中期（10年超20年未満のRHP） • 長期（20年超のRHP）
	クラスターリングの特性	カテゴリー							
	商品のカテゴリー	<ul style="list-style-type: none"> • ユニットリンク（ユニットリンク型の投資オプションを有する保険ラッパー） • ハイブリッドタイプ1（ユニットリンク型および有配当型の投資オプションを有する保険ラッパーで、契約時に投資の割合が確定していないもの） • ハイブリッドタイプ2（ハイブリッドで、契約時に投資戦略が確定しているもの） 							
保険料の支払い頻度	<ul style="list-style-type: none"> • 一時払い • 平準払い 								
推奨される保有期間（RHP）	<ul style="list-style-type: none"> • 短期（10年未満のRHP） • 中期（10年超20年未満のRHP） • 長期（20年超のRHP） 								

	<table border="1"> <tr> <td>生体的な保障</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • 重大（短期RHPの場合、RHP末時点において払込済み保険料の150%超の保障が、中長期RHPの場合、RHP中間時点において同120%超の保証が提供される） • その他（上記以外のケース） </td> </tr> <tr> <td>原資産の種類</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • 株式 • アセット・アロケーション・ファンド • その他 </td> </tr> <tr> <td>総合リスク指標（SRI）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • 株式およびアセット・アロケーション・ファンド：2-4および5-7 • その他：1-2、3-4、5-7 </td> </tr> </table>	生体的な保障	<ul style="list-style-type: none"> • 重大（短期RHPの場合、RHP末時点において払込済み保険料の150%超の保障が、中長期RHPの場合、RHP中間時点において同120%超の保証が提供される） • その他（上記以外のケース） 	原資産の種類	<ul style="list-style-type: none"> • 株式 • アセット・アロケーション・ファンド • その他 	総合リスク指標（SRI）	<ul style="list-style-type: none"> • 株式およびアセット・アロケーション・ファンド：2-4および5-7 • その他：1-2、3-4、5-7
生体的な保障	<ul style="list-style-type: none"> • 重大（短期RHPの場合、RHP末時点において払込済み保険料の150%超の保障が、中長期RHPの場合、RHP中間時点において同120%超の保証が提供される） • その他（上記以外のケース） 						
原資産の種類	<ul style="list-style-type: none"> • 株式 • アセット・アロケーション・ファンド • その他 						
総合リスク指標（SRI）	<ul style="list-style-type: none"> • 株式およびアセット・アロケーション・ファンド：2-4および5-7 • その他：1-2、3-4、5-7 						
VfM指標	<ul style="list-style-type: none"> • VfMを評価するために用いられる指標は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> - 初期費用1（初期費用総額／総保険料） - 初期費用2（初期費用総額／費用総額） - 費用総額（費用総額／総保険料） - 費用総額が投資収益に与える影響（Reduction in yield：RIY） - 解約（解約返戻金／総保険料） - 内部収益率（IRR）（投資オプションのIRR） - 保険の便益（支払保険金／総保険料） - 損益分岐点のリターン（損益分岐点を達成するための投資の年平均リターン） 						
ベンチマークの設定	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社からデータを収集し、上記の指標を計算した後、各商品クラスターについてベンチマークが設定される。 • ベンチマークは、第三四分位数（解約、IRRおよび保険の便益については第一四分位数）において設定される。 						
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 上記のメソッドロジーに含まれないものの、ユニットリンク型およびハイブリット型の保険商品が提供する定性的な便益を勘案するため、EIOPAは、以下のデータも追加的に収集する。 <ul style="list-style-type: none"> - 最低保証（高い最低保証を提供する保険商品については高いコストが正当化され得る） - デジタイゼーション（デジタイゼーションは便益を提供し得る） - リスク低減の技術（リスクを低減するために最低限の資産クラスで分散投資を行うことは、高コストが正当化され得る） 						

インプリケーション：「保険商品が保険料に見合った価値を提供しているか否か」を評価することは、監督当局のみならず消費者にベネフィットをもたらすものであると考えられる。そのためには、評価の枠組みが適切に設計・運用されることが重要となる。欧州における本枠組みが今後どのように安定的に運用されるようになるのか、引き続き注視していくことは有意義であると考えられる。

(参考) EIOPA ‘EIOPA presents its value for money benchmark methodology for unit-linked and hybrid insurance products’

C: 馬 BNM、苦情対応にかかる規制（案）を公表（10月8日）

- マレーシア中央銀行（BNM）は、11月8日を期限として、苦情対応にかかる規制（案）を市中協議に付した。同市中協議文書の内容は以下のとおり。

本政策文書の目的	<ul style="list-style-type: none"> 金融サービスの提供者（financial service providers：FSPs）に対して、消費者の多様なニーズに対応できる、公正で、実効的で、透明な苦情対応（complaints handling）のメカニズムを構築することを求めること。 実効的な苦情対応サービスの提供を通じて金融消費者の公正な取扱いを確保するため、FSP、その職員およびその代表者による説明責任のカルチャーを促進すること。
取締役会等の役割と責任	<ul style="list-style-type: none"> FSPの取締役会は、公正、透明かつタイムリーに苦情が取り扱われていることを確保することに責任を有していなければならない。 FSPの経営陣は、消費者の苦情に対応するための実効的な内部のガバナンスと統制の枠組みの構築と実践に責任を有していなければならない。 FSPの取締役会と経営陣は、タイムリーで公正な消費者に対するアウトカムを提供するため、その内部のガバナンスと構成の枠組みの適切性と実効性を定期的に評価しなければならない。
苦情対応の手順	<ul style="list-style-type: none"> FSPは、金融消費者の苦情をタイムリーかつ公正に取り扱うため、実効的で透明な、苦情対応にかかる方針、手順およびプロセスを構築し、文書化し、実践しなければならない。その手順には、少なくとも以下にかかるものが含まれるべきである。 <ul style="list-style-type: none"> - すべての苦情が一元化された苦情対応のプラットフォームに集約されること。 - 根本原因を正確に特定できるよう、すべての苦情が適切に評価されること。 - 簡易なケースと複雑なケースを特定する明確な閾値や指標を有すること。 - 受領した苦情の状況について金融消費者に対して適切かつタイムリーに通知すること。 - 適切なクロージングとFSPの最終的な決定の文書によるコミュニケーションが行われること。
苦情対応の機能	<ul style="list-style-type: none"> FSPは、実効的な苦情対応の機能をサポートするため、適切なキャパシティとケイパビリティを有していなければならない。 FSPは、一元的な対応部署として苦情対応機能を設けなければならない。
アクセスの可能性	<ul style="list-style-type: none"> FSPは、すべての金融消費者が苦情対応のチャンネルに用意にアクセスし、かつ、利用可能であることを確保しなければならない。それには、苦情対応の担当部署や連絡先を明示することを含む。
苦情に対する回答	<ul style="list-style-type: none"> FSPは、苦情を受け付けた旨を原則翌営業日に文書で通知するとともに、簡易なケースの場合は原則5営業日以内、複雑なケースの場合には同20営業日以内に、苦情に対して回答しなければならない。苦情への対応について第三者からの情報が必要である場合、10営業日を加算することができる。

決定と紹介	<ul style="list-style-type: none"> • FSPは、金融消費者に対して、自身の決定を速やかに通知しなければならない。 • FSPは、一定の場合、金融消費者に対して、金融サービス・オンブズマンを紹介しなければならない。
-------	--

インプリケーション：保険会社には、消費者から寄せられる苦情に対して適切に対応することが求められる。苦情に対する回答期限が定められている点は本規制案のポイントの一つであると考えられる。

(参考) BNM ‘Exposure Draft on Complaints Handling’

D: 英 FCA、プレミアム・ファイナンスの実態調査を開始（10月16日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、11月18日を期限として、プレミアム・ファイナンスの実態調査にかかる仕様書（terms of reference）（案）を市中協議に付した。同市中協議文書の主な内容は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社の中には、平準払いと一時払いとで保険料を同じにしている者もある。他方で、プレミアム・ファイナンスを利用して月次で保険料を支払う場合、与信に見合う費用が発生することから、支払総額は高くなる。 • FCAは、プレミアム・ファイナンスの与信残高は2022年時点で50億ポンドであり、保険会社に12億ポンドの収益をもたらしていると推測している。
プレミアム・ファイナンスの概要	<ul style="list-style-type: none"> • プレミアム・ファイナンスの形態の一例は以下のとおり。他方で、保険会社がインハウスのプレミアム・ファイナンスの提供者（Specialist Premium Finance Provider：SPFP）を利用するケースなど、様々な形態が存在する。 <ul style="list-style-type: none"> - ①顧客が保険仲介者を利用 - ②保険仲介者は、保険会社との間では保険商品を、また、SPFPとの間では与信をアレンジ - ③SPFPは顧客との間で与信契約を締結 - ④SPFPは保険仲介者を介して保険会社に資金を提供→⑤保険会社は顧客に保険商品を販売
市場調査を行う理由	<ul style="list-style-type: none"> • プレミアム・ファイナンスは、保険料を一括で支払うことができない消費者が月次払いで保険を購入することを可能にするという意味で、多くの消費者にとって重要な商品となっている。特に、自動車および火災保険について、2,000万人超の成人が月次で保険料を支払っている。 • FCAは、プレミアム・ファイナンスが公正な価値を提供していないのではないかと、また、競争が実効的に働いていないのではないかと懸念を有している。消費者に提供されるプレミアム・ファイナンスに関する情報が十分でない場合、顧客は、実効的な意思決定を行うことができない。 • 保険料が上昇していることは、状況をより悪くしている可能性がある。例えば、2023年の自動車保険の保険料は前年から25%上昇し、これによって、プレミアム・ファイナンスを必要とする人の数も増加しているのではないかと考えられる。FCAは、弱い立場にある消費者（vulnerable customers）がより深刻な影響を受けているのではないかと懸念している。

調査の対象	<ul style="list-style-type: none"> • 今般の調査は、自動車および火災保険について、英国の消費者に対して提供されている、プレミアム・ファイナンス商品を対象として行う。プレミアム・ファイナンスは、他の保険商品においても利用され得るものの、自動車および火災保険の規模が大きいこと、また、それらの保険商品が消費者にとって必須の商品であることから、上記の2種類の保険商品に焦点をあてる。 • FCAは、保険会社、保険仲介者およびSPFPによって提供されるプレミアム・ファイナンス商品にかかる情報を収集し、分析する。 • 保険料比較サイトは今般の調査の対象ではないものの、オンラインの仲介者が市場の競争や消費者に与える影響は別途理解する必要がある。
調査の焦点	<ul style="list-style-type: none"> • 今般の調査では、特に以下の事項に焦点をあてる。 <ul style="list-style-type: none"> - プレミアム・ファイナンス市場が顧客の効用（customer outcomes）をどの程度低下させているか。 - 何がそのドライバーとなっているか（競争者の牽制の欠如、顧客の実効的な意思決定に対する障害の存在、サプライ・チェーンにおける複数の提供者の間におけるコマーシャルな取決めによって生じているインセンティブなど）。

インプリケーション：プレミアム・ファイナンスは、現時点では、日本において広く普及しているとの認識は共有されていないものと思料される。他方で、プレミアム・ファイナンスに類似する仕組みは存在すると考えられることから、今後の市場の動向をモニタリングしていく上で、英国における調査結果は参照に値するものになると推察される。

（参考） [FCA ‘FCA launches premium finance market study alongside new Government insurance taskforce’](#)

E: 加 OSFI、金融機関による AI の利用とリスクにかかるレポートを公表（10月16日）

- カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、カナダ金融消費者庁（Financial Consumer Agency of Canada：FCAC）と連名で、「金融機関におけるAIの利用とリスク」と題するレポートを公表した。同レポートの主な内容は以下のとおり。

金融機関によるAIの利用	<ul style="list-style-type: none"> • 多くの金融機関は、不正の特定やサイバーセキュリティにAIを利用している。加えて、AIは、保険引受や保険金支払い請求の管理、アルゴリズム取引、流動性管理、信用リスクの評価、コンプライアンス・モニタリングなど、銀行および保険会社のコア業務において利用されるようになっている。 • 業務の効率化や顧客とのエンゲージメントにおけるAIの利用は、今後3年間でより多くなると考えられる。顧客とのエンゲージメントには、チャットボット、顧客認証、マーケティング、テラーメイド型の金融アドバイスなどが含まれる。
AIの利用にかかる内的なリスク	<ul style="list-style-type: none"> • データ関連のリスク <ul style="list-style-type: none"> - 国・地域ごとに異なる規制上の要件、断片化したデータのオーナーシップ、サードパーティとの取決めなどの要素が課題となり得る。 - 合成データの不適切な利用は、金融機関に重大な影響を与え得る。金融機関は、AIシステムにおいて利用される合成データを評価するための基準を設けるとともに、その迫真性（fidelity）を確保しなければならない。

	<ul style="list-style-type: none"> • モデル・リスクと説明可能性 <ul style="list-style-type: none"> - 金融機関は、すべてのステークホルダー（利用者、開発者、コントロール機能等）がAIモデルの設計と実装に関与していることを確保しなければならない。 - AIモデルは、意思決定にかかる有意な情報をステークホルダーに提供できるよう、説明可能でなければならない。説明可能性は、特に生成AIについてより大きな課題となる。 • 法的、倫理的および風評リスク <ul style="list-style-type: none"> - 消費者のプライバシーと同意は優先されるべきである。金融機関は、顧客のデータの利用について、事前の同意を得なければならない。 - 金融機関は、プライシングや信用力の評価など、顧客に影響するAIモデルを継続的にモニタリングすることなどにより、バイアスの有無を積極的に評価する必要がある。 - サードパーティによって提供されるビジネス活動、ビジネス機能およびサービスにかかる説明責任の欠如は、モデルに問題がある場合に、甚大な結果をもたらし得る。金融機関は、顧客が影響を受け得る場合には、これらのリスクを評価し、低減しなければならない。 • サードパーティ・リスク <ul style="list-style-type: none"> - 金融機関は、商品やサービスの販売や宣伝に利用されるサードパーティAIシステムの結果に責任を有している。すべてのサードパーティ活動やサービスは、金融機関の内部の方針、基準およびプロセスに従うべきである。 • オペレーショナル・リスクとサイバーセキュリティ・リスク <ul style="list-style-type: none"> - 金融機関は、レジリエンスを確保するため、AIシステムにかかる十分に強固なセーフガードを適用すべきである。
AIの利用にかかる外的なリスク	<ul style="list-style-type: none"> • AIを採用していない金融機関は、将来的に、財務上および競争上のプレッシャーに直面し得る。AIに起因する将来のビジネス・リスクの不確実性もまた課題となる。競合他社が技術をより上手く利用する場合、そうしたビジネス・リスクは増大し得る。 • 失業率の増大など、AIがマクロ経済に与える影響は、個人および企業にかかるクレジット・ロスにつながり得る。AIは、また、市場リスクや流動性リスクにも影響を与え得る。
金融機関に対する提言	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関は、リスクの特定と評価を厳格に行うだけでなく、多くの専門分野にわたる、多様なチームを立ち上げるべきである。 • 金融機関は、AIが関係する場合の顧客の情報の取扱いにおいて、オープンで、正直で、透明でなければならない。 • 金融機関は、短期的にAIの利用を考えていない場合でも、AIの戦略を計画し、定義すべきである。 • 金融機関の取締役会や監督機関は、AIの生成物が適切であることを確保するため、関与しなければならない。

インプリケーション：短期的にAIの利用を考えていない金融機関に対してAIリスクへの対応を懸念している点は特に注目に値する。今後、カナダにおいてAIにかかる規制がどのような形で開発されることとなるのか、他国の動向と合わせて注視していくことは有用であると考えられる。

(参考) OSFI ‘OSFI-FCAC Risk Report - AI Uses and Risks at Federally Regulated Financial Institutions’

F: 豪 APRA、重要なサービス・プロバイダの登録のためのテンプレートを公表（10月17日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、重要なサービス・プロバイダ（material service provider：MSP）をAPRAに登録するためのテンプレートを公表した。当該テンプレートは、金融機関が、オペレーショナル・リスク管理にかかる健全性監督基準（CPS 230）における規制上の要件を満たすために用いるもの。銀行および保険会社は、2025年10月までに、MSPにかかる最初の登録を行う必要がある。同テンプレートにおいて提出が求められる主な情報は以下のとおり。

MSPの詳細	<ul style="list-style-type: none"> • MSPの名称とその取引主体識別子（LEI） • MSPの責任者の氏名と役職名 • 再委託先（3rd party）もしくは再々委託先（4th party）である場合、その旨
重要なオペレーションと耐性度	<ul style="list-style-type: none"> • 重要なオペレーション（critical operations）の種類（※銀行の場合、支払い、預金の受入れと管理、カストディ、決済および清算、保険会社の場合、保険金請求の処理、等） • 耐性度と許容度 <ul style="list-style-type: none"> - オペレーションの中断に耐え得る最大の時間 - 中断の結果としてのデータの損失の最大の許容度 - 中断の間において代替的な方法で維持できる最低限のサービスの水準
重要なオペレーションの例外	<ul style="list-style-type: none"> • 合理的な理由があるとして上記の重要なオペレーションに含めていないCPS 230で列挙されている重要なオペレーション • 含めないこととすることを決定した時期 • 含めないこととした理由
MSPの登録	<ul style="list-style-type: none"> • 重要な取決め（material arrangement）は、金融機関に重要な（material）オペレーショナル・リスクをもたらすものであるか、あるいは、金融機関の重要なオペレーションが依拠するものであるかの別 • 重要な取決めに依拠する重要なオペレーション • 重要な取決めの対象となるサービス名 • 重要な取決めの契約名 • 重要な取決めの開始日と終了日

インプリケーション：オーストラリアは、金融機関に対するオペレーショナル・レジリエンスにかかる規制・監督の整備が進展している国・地域の一つである。今般APRAが最終化した本テンプレートは、日本の金融機関がそのオペレーショナル・レジリエンスへの対応を検討していく上で参考になるものと考えられる。

(参考) APRA ‘APRA releases material service provider register template’

G: EIOPA、マクロプルデンシャル分析の実施を求める保険会社の閾値案を公表（10月17日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2025年1月9日を期限として、ソルベンシーII指令の下でORSAおよびプルデント・パーソン原則（PPP）の適用においてマクロプルデンシャル分析を義務付ける保険会社を選定するための閾値（案）を市中協議に付した。同市中協議文書の主な内容は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> • 欧州委員会（EC）は2021年9月、ソルベンシーII指令の改正案を公表した。暫定的に合意されている改正案では、（再）保険会社およびグループに対して、ORSAおよびプルデント・パーソン原則（PPP）の適用においてマクロプルデンシャル分析を行うことを求めている。
EIOPAの提案	<ul style="list-style-type: none"> • ORSAにおいてマクロプルデンシャル分析を行うことが求められる（再）保険会社およびグループ <ul style="list-style-type: none"> - 総資産の額が120億ユーロ超のグループ - 総資産の額が120億ユーロ超の（再）保険会社で上の閾値を満たすグループに属していない会社 - 監督当局が必要と認める者（他の金融機関との相互関連性、システム上の重要性、代替可能性、流動性リスクに対するエクスポージャー等のその他の要件を勘案して判断） • PPPの文脈でマクロプルデンシャル分析を行うことが求められる（再）保険会社およびグループ：監督当局が以下の要件等を勘案して判断 <ul style="list-style-type: none"> - 上記の総資産要件およびその他の要件 - 市場の変動へのエクスポージャーにかかる要件（資産と負債のデュレーション・ミスマッチ、合成（synthetic）レバレッジの利用、時価の無い資産の評価に対するアプローチ等）

インプリケーション：本規制（案）は、欧州における保険会社の規制・監督の枠組みの中でシステミック・リスクへの対応が引き続き重視されていることを示唆しているものであると捉えることができる。日本の保険規制・監督の枠組みにおいても、同様の取扱いが行われることが期待される。

（参考）EIOPA ‘EIOPA opens consultation on criteria for selecting insurers to run macroprudential analyses’

H: 星 MAS、インフラストラクチャー投資にかかる保険資本規制案を公表（10月18日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、11月22日を期限として、仕組債（structured products）とインフラストラクチャー投資の保険資本規制上の取扱い（案）を市中協議に付した。同市中協議文書の主な内容は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> • 現状、シンガポールにおける保険会社に対する資本規制（RBC2）では、インフラストラクチャー投資に固有な資本要件は定めていない。他方で、保険監督者国際機構（IAIS）が、保険資本基準（ICS）の市中協議文書においてインフラストラクチャー投資にかかる資本規制上の取扱い、定義および適格要件（qualifying criteria）を示している。 • MASは、特にアジアにおけるいくつかのインフラストラクチャー・プロジェクトについて、すべての適格要件が完全に満たされ得るとは考えていない。こうしたことから、MASは、関係するステークホルダーと協力して、リスクに見合った（risk-appropriate）な水準の資本賦課と投資キャップなどの必要なセーフガードによって、生命保険会社が持続可能なインフラストラクチャー・プロジェクトに投資しやすくすることを目的として、パイロット・プログラムを開始している。
----	--

	<ul style="list-style-type: none"> MASは、また、インフラストラクチャー投資が証券化資産への投資として行われ得ることから、仕組債の資本規制上の取扱いについてもレビューを行った。
仕組債	<ul style="list-style-type: none"> 現行のアプローチ <ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、①ルックスルー・アプローチを適用するとともに、ボラティリティと流動性リスクに対応するため、市場関連リスクの所要資本に50%の資本を賦課する、もしくは、②投資の時価総額に50%の資本を賦課する、のいずれかの方法で仕組債にかかる市場関連リスクの所要資本を計算する。 MASの提案 <ul style="list-style-type: none"> 「投資の時価総額に対する一律50%の資本賦課」の要件を削除する。 保険会社が、クレジット・スプレッド・リスクに対する所要資本の計算において、証券化資産の各トランシェに対して外部の信用評価機関が付与する信用格付を参照することができるようにする。 金利ミスマッチや外貨ミスマッチ・リスクの所要資本に対する追加の資本賦課を廃止する（クレジット・スプレッド・リスクや株式リスクについては追加の資本賦課を維持。）。 格付を有する負債ベースの証券化資産については、50%の資本賦課を維持し、格付を有する非負債ベースの証券化資産については、投資適格は300%、投資不適格は500%の資本賦課を課す。カウンターパーティ・リスクにかかる資本賦課も適用となる。
インフラストラクチャー投資	<ul style="list-style-type: none"> MASの提案 <ul style="list-style-type: none"> 定義 <ul style="list-style-type: none"> ◇ インフラストラクチャー資産：社会に経済的および社会的な便益をもたらす重要な公共サービスを提供もしくはサポートする施設等。 ◇ インフラストラクチャー・プロジェクト主体（entity）：インフラストラクチャー資産の所有、出資、運営等を行うために設けられた主体。 ◇ インフラストラクチャー会社（corporate）：インフラストラクチャー資産の所有、出資、運営等から大半の収入を得ている会社。 適格要件：創出される収入の予見可能性、ストレス下での財務レジリエンス、投資家を保護するための規制および契約上の枠組み、オペレーショナル・リスクの管理、財務リスクおよびプロジェクト管理リスクの低減、オペレーションを開始して5年以上の期間が経過していること、政治的な不確実性に対するセーフガード（BBB以上の格付）、長期投資のコミットメントなど。 資本要件：株式35%～50%、債券（信用スプレッド・リスク調整係数）228～260bps ルックスルー：ルックスルー・アプローチを適用しない場合、集団投資スキームの時価の50%の資本賦課。

インプリケーション：シンガポールに拠点を有する日本の保険会社には、必要に応じて、当該拠点の対応状況を確認するなど、当該拠点が本規制を確実に遵守していることを確保することが期待される。

(参考) MAS ‘Consultation Paper on Capital Treatment for Structured Products and Infrastructure Investments for Insurers’

I: IAIS、2025年～2029年の戦略的方向性を公表（10月21日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）は、2025～2029年の戦略的方向性を公表した。その主な内容は以下のとおり。

中核的な目的（core objectives）	
主要なリスクとトレンドへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 世界の保険セクターにおける主要なリスク、トレンドおよびシステムック・リスクの積上りを評価するための枠組みであるグローバル・モニタリング・エクササイズ（GME）の利用と高度化を継続する。 IAISのリスク評価がクロスセクターでの金融安定リスクの評価において十分に勘案されるよう、金融安定理事会（FSB）および各基準設定主体と協調する。 GMEを通じて特定されたリスクやトレンドを管理するため、IAISメンバー間のディスカッションなどを通じて、リスクの評価と監督上の対応との間の関係を高度化する。 データの収集から分析や報告まで、リスク評価のプロセスにおいて技術を活用する。
国際的な監督基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> 昨今のトレンドを踏まえ、保険監督のための国際的な基準（保険基本原則（ICP）と国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み（ComFrame））を必要に応じてアップデートする。 基準設定活動、基準実施状況の評価およびGMEを通じたリスク評価の間のフィードバック・ループをより一層強化する。 金融セクターにおいて一貫した基準を設け、また、適切である場合には、保険セクターの特性をそれらに反映できるよう、デジタル・イノベーション、気候リスクおよびオペレーショナル・レジリエンス等のセクターに共通する事項に関して、他の基準設定主体と協調する。
IAISメンバーの支援	<ul style="list-style-type: none"> 高品質でニーズに見合った実務ガイダンス等を策定する。 保険資本基準（ICS）の実施においてIAISメンバーをサポートする。 監督上の実務がより実効的で深度ある形で共有できるよう、支援を提供する。 監督上のキャパシティを構築するためにIAISメンバーを支援する。 基準の実施における現在のパートナーとの協働をより高め、また、国際機関や学会など、その他のパートナーとの関係を活かす機会を模索する。
国際基準の実施状況の評価	<ul style="list-style-type: none"> ホリスティック・フレームワークの実施状況の評価を継続する。 ComFrameの実施状況の評価する。そのためには、ICSの実施状況の評価するためのアプローチの構築とキャパシティの確保が必要となる。 基準の実施状況の評価のためのツールとプロセスの高度化を図る。

戦略的なテーマ (strategic themes)	
気候変動への対応	<ul style="list-style-type: none"> GMEを通じて受領するデータを補完するために外部のデータ・ソースを利用することなどにより、IAISのデータ収集と分析を継続および高度化する。 気候変動から生じる金融安定および保険契約者保護に対するリスクを評価する。 気候リスクが国際基準において適切に捉えられていることを確保するため、必要に応じて、IAISの既存の監督上のマテリアルをアップデートする。 気候リスクの健全性基準における取扱いを監督上の枠組みへの統合にかかる潜在的な作業について、他の基準設定主体と協調する。 グローバルなシステム全体としてのネットゼロへの移行における監督当局の役割を模索する。 気候リスクを監督上の実務に取り込む上でIAISメンバーが実施している手法のモニタリングを行うことを検討する。
デジタル・イノベーションとサイバー・リスクへの対応	<ul style="list-style-type: none"> デジタル・イノベーションとサイバーの領域におけるトレンドとそれが保険市場に与える影響をモニターし、評価することを継続する。 デジタル・イノベーションやサイバーに起因するリスクが国際基準において適切に捉えられていることを確保するため、既存のIAISの監督基準をレビューする。 デジタル・イノベーションやサイバーにかかる作業において、他の基準設定主体と協調する。
社会目的に応える保険の支援	<ul style="list-style-type: none"> データ収集や分析の高度化、キャパシティ・ビルディングおよび監督上の実務の共有などを通じて、プロテクション・ギャップによって生じる課題を理解し、対応することにおいて、IAISメンバーをサポートする。 自然災害にかかるプロテクション・ギャップが金融安定にもたらす潜在的な影響を評価する。 消費者のリスクをモニターする。 消費者の利益が関係するすべてのIAISのプロジェクトにおいて適切に勘案されることを確保するためのプロセスを設ける。

インプリケーション：今後、より具体的な活動計画が策定・公表されることが期待される。

(参考) [IAIS 'IAIS sets strategic direction for 2025-2029'](#)

J: EIOPA、暗号資産にかかる資本規制案を公表 (10月24日)

- 欧州保険・年金監督局 (EIOPA) は、2025年1月16日を期限として、暗号資産への投資にかかる資本規制 (案) を市中協議に付した。当該市中協議文書の主な内容は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会 (EC) は2024年4月、EIOPAに対して、2025年6月を期限として、ソルベンシーIIの標準フォーミュラにおける暗号資産への投資にかかる所要資本について技術的な助言を行うよう要請した。なお、EU暗号資産市場規制 (MiCAR) では、暗号資産は、分散型台帳 (DLT) 技術もしくはそれに類似する技術を用いて電子的に移転および保存が可能な価値もしくは権利のデジタル上の表示 (digital representation) と定義され、金融商品とみなされる。
----	--

<p>欧州の保険セクターの現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2023年末時点において、欧州の（再）保険会社の総資産の額は9.6兆ユーロ（単体ベース）で、そのうち6.6百万ユーロ（0.0068%）が暗号資産への投資である。 暗号資産への投資のうち、約90%がルクセンブルクおよびスウェーデンにおけるもので、そのほとんどがファンドに組み込まれたものである。
<p>EIOPA の助言（案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 暗号資産への投資のリスクは高いことから、暗号資産に対するすべてのエクスポージャー（直接的および間接的の双方）について、分散効果を勘案せず、100%のストレスを適用する。

インプリケーション：欧州の保険会社の暗号資産に対するエクスポージャーは極めて限定的であるようであるが、銀行セクターと平仄を合わせ、暗号資産にかかる資本規制を策定することは適切な取組みであると思料される。

（参考）EIOPA ‘EIOPA’s draft advice calls for one-to-one capital weight for EU insurers’ crypto holdings’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービシーズ

デロイト トーマツ リスクアドバイザーズ 合同会社

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問はず）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301